

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：長田建設株式会社（法人番号 7330001009216）

業者の住所：熊本県菊池郡大津町陣内 1 3 5 6

2 指名停止措置期間：令和 4 年 6 月 1 日から同年 6 月 1 4 日まで（2 週間）

3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）

4 事実概要：

長田建設株式会社は、令和 3 年 2 月 1 1 日、熊本県菊池郡大津町における民間発注工事において、ブロックを並べる作業中にブロックが倒れ、労働者に当たり死亡する事故を発生させた。

この件に関し、同社及び同社従業員に対し、熊本簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金 2 0 万の略式命令があり、令和 4 年 4 月 7 日、その刑が確定したものである。

5 指名停止措置理由：

上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 1 第 8 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

指名停止措置要領付表第 1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内